

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和5年8月23日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300041 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300013 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 29 年 8 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額を 14 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 8 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 8 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 29 年 8 月 25 日
② 平成 29 年 12 月 25 日

A 社から請求期間の賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した A 社からの賞与の振込先とする B 銀行の預金通帳の写し並びに請求期間①及び②において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した平成 29 年 8 月 25 日及び同年 12 月 25 日支給の賞与明細書から、請求者は、A 社から請求期間①及び②において 14 万円の賞与を支給され、標準賞与額 (14 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管している請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の受付日が、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 7 月 17 日であることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2300064号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2300014号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月15日の標準賞与額を20万5,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月15日

請求期間について賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、年金記録に賞与の記録がない。請求期間の賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者が提出したA社からの賞与の振込先とするB銀行の総合口座通帳及びA社が経理事務を委託している会計事務所が提出した賃金台帳によると、請求者は、請求期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳により確認できる賞与額から、20万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。